

令和7年7月14日



文化財愛護シンボルマーク

お知らせ

文化財課	
担当者	服部・上村 内線番号 5002・5004 外線番号 086-226-7601

新たに1件の建造物が国の登録有形文化財（建造物）に登録されることになりました

このたび、令和7年7月18日（金）開催の国の文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、岡山県に所在する次の案件を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申する予定ですので、お知らせいたします。

記

名 称	所在地	件数
おおいけ 旧太池呉服店店舗兼主屋	新見市新見	1 件
計		1 件

※今回の答申で、登録有形文化財（建造物）は、113か所、383件になる予定です。
※詳細は、新見市教育委員会生涯学習課0867-72-6148（担当：白石）まで
お尋ねください。

【登録有形文化財（建造物）】

きゅうおおいけごふくてんてんぽけんおもや

旧太池呉服店店舗兼主屋 1 件

（１）所在地 新見市新見

（２）所有者 新見市

（３）概要

旧太池呉服店店舗兼主屋は、新見市の中心にある小高い諏訪山の南麓、商業の中心地として栄えた中町の角地に所在する。

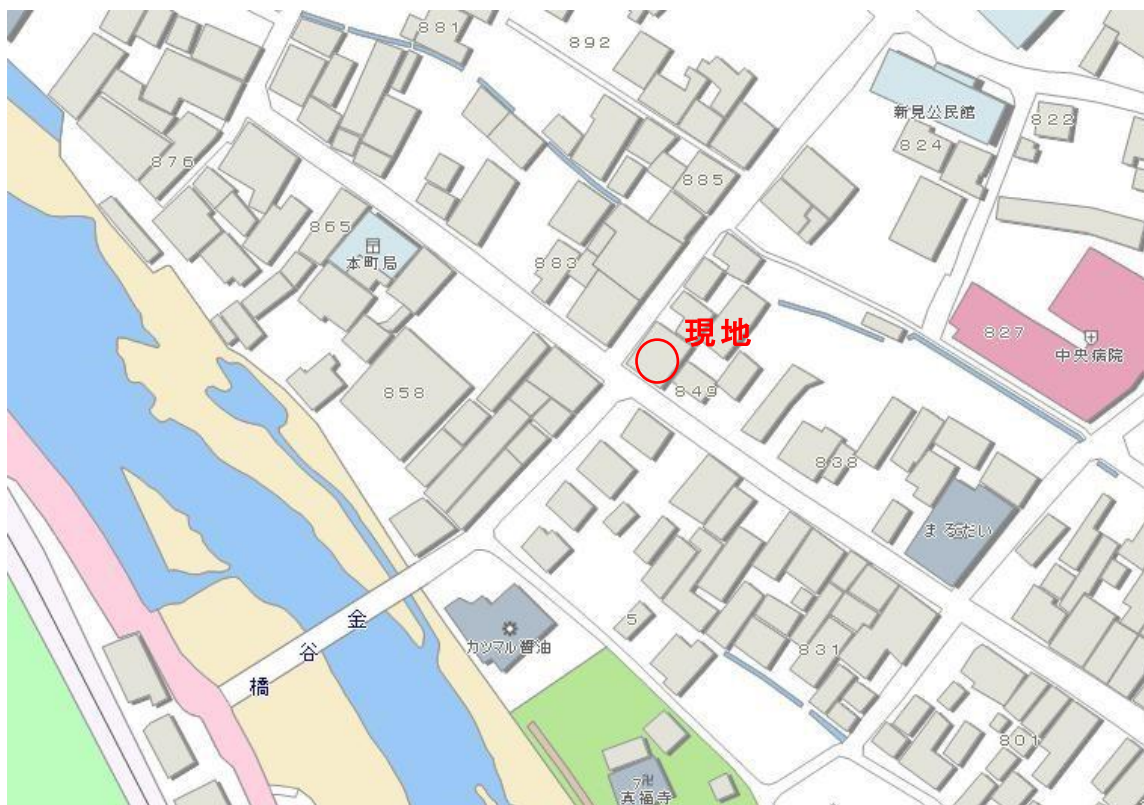
太池家は、明治時代になって新見に入ったと伝わる。初代得治と嫡男佐太郎は、新見村で呉服商を開業し、「太池呉服店」を営んだ。明治中期には塩の販売を手掛けるようになる。さらに、2代佐太郎は呉服、洋反物、古物商、新見の塩及び煙草元売捌所として商いを拡大する。中町への移住も佐太郎の頃とみられ、大正2（1913）年に呉服店の本店舗を建築している（棟札より）。3代百治は呉服雑貨商を営みながら、阿哲銀行の取締役も務め、新しく生まれた新見製紙や新見自動車といった企業や組合、阿哲商工会の設立にも関わっている。昭和3（1928）年には県会議員も務め、昭和7（1932）年には新見で最初の百貨店「大黒屋百貨店」を創業する。

建物は中町の通り沿いに南面して建つ。木造二階建てで、表側を呉服店店舗とし、中庭を挟んで北側に座敷棟を接続する。屋根は入母屋造平入棧瓦葺で、東（隣地）側のみ切妻造とする。正面一階は平格子、二階は出格子構えである。外部は切石の基礎石を並べ、側面は太壁の漆喰塗で軒先まで塗り上げ、中央帯と腰の二段に海鼠壁を施し、帯の下部には水切り瓦を付ける。他は真壁の漆喰塗で、座敷棟のみ下部に焼杉板を用いる。店舗部分の小屋組みはトラス構造で、野地板の上に土居葺が残る。

呉服店店舗として建築された伝統的建築でありながら、洋式トラスといった新しい様式も取り入れて完成した、洗練された商家建築である。

（４）登録基準

一 国土の歴史的景観に寄与しているもの



位置図（おかやま全県統合型 GIS より）



① 全景
(南西から)



② 全景
(南から)

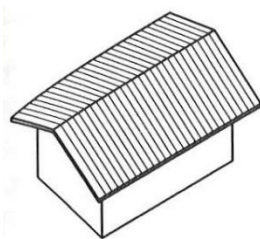


③和室 8 帖

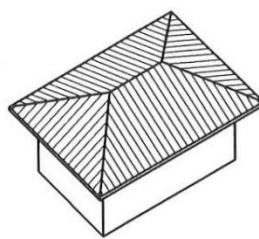
※写真クレジット不要

【用語解説】

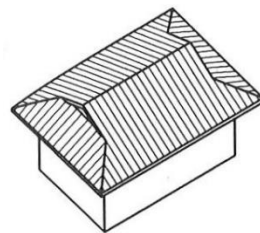
- 大壁：壁仕上げ材で柱を隠す壁工法。
- 真壁：壁を柱と柱の間に納め、柱が外面に現れる壁工法。
- 土居葺：瓦葺きの下地になるもの。
- トラス：部材が三角形を主単位とした構造骨組の一つ。
- 海鼠壁：土蔵造りの建物の外壁仕上げの一つ。方形の平瓦を並べて、四隅を釘止めとし、目地に漆喰を盛り上げてその断面を海鼠形（半円形）にしたもの。
- 野地板：屋根葺き材の下地板。
- 水切り瓦：土壁の外壁に設ける1列の瓦庇。



切妻造

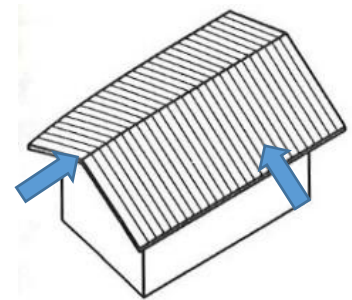


寄棟造



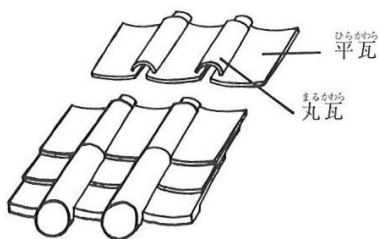
入母屋造

(出典①)

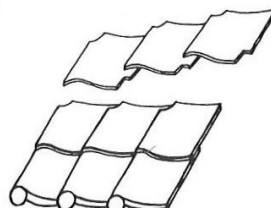


妻入

平入



本瓦葺



棧瓦葺

(出典②)

◎参考資料

- ①『木造建築用語辞典』井上書院
- ②『建物の見方・調べ方 江戸時代の寺院と神社』きょうせい
- ③『建築大辞典』彰国社

◎登録文化財制度について

建造物については、平成8（1996）年10月1日に施行された制度。近年の開発の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅する恐れのある多くの近代の建造物を中心として、後世に幅広く保存、継承していくため、緩やかな保護措置を講じる制度で、指定制度を補完する。

平成17（2005）年4月から美術工芸品、民俗文化財、記念物（遺跡関係、名勝地関係、動物・植物及び地質鉱物関係）、令和3（2021）年6月から無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、無形民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等）にも拡充された。

◎登録有形文化財（建造物）登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

◎登録有形文化財（建造物）制度と国の指定制度の主な違い

項 目	登録有形文化財(建造物)制度	国の指定制度
現状変更・修理	外から見える範囲の外観1／4以上を変える場合には文化庁に事前の届を提出。内部の改装や使用については基本的に自由。	現在の状態を変更する場合は事前に文化庁に許可を求める。現状を変えない修理については、文化庁に事前の届を提出。
優遇措置	保存・活用に必要な修理の設計監理費の50％を国が補助	修理費の50～85％を国が補助

◎県内の登録有形文化財（建造物）の件数

●総 数

新規登録	1 か所（1 件）
累 計	1 1 3 か所（383 件）

●時代別

	江戸時代	明 治	大 正	昭 和	計
新規登録			1		1
累 計	80	146	66	91	383

●種 別

	産 業			交 通	官 公 庁 舎	学 校	生 活 関 連	文 化 福 祉	住 宅	宗 教	治 山 治 水	他	計
	1 次	2 次	3 次										
新規登録			1										1
累 計		26	21	8	15	15	44	23	112	112	1	6	383